

岡山県公報			発行 岡山県	
				
目次		担当課（室）	目次	
【告示】		健康推進課		
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定		〃		
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新		〃		
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退		〃		
○ 土地改良事業計画の変更の認可		耕地課		
○ 道路の区域変更		道路整備課		
【公告】				
○ 土地改良事業施行認可申請の縦覧		耕地課		
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課		
○ 〃		〃		
○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了		〃		
【海区漁業調整委員会】				
○ 第五百三十四回岡山海区漁業調整委員会の開催		海区漁業調整委員会		

◎岡山県告示第十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和四年一月十八日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関		指定年月日
名称	所在地	
ほくぼう薬局	真庭市下中津井七七三―一一	令和三年十二月一日
マスカット薬局久米南店	久米郡久米南町神中目七九四―七	令和三年十二月一日
関医院	久米郡美咲町原田一七三二―一	令和四年一月一日
訪問看護ステーションみのり	倉敷市黒崎五六四―五	令和四年一月一日
訪問看護ステーションほのか浅口	浅口市金光町占見新田四五五―三	令和四年一月一日

◎岡山県告示第十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和四年一月十八日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

なの花薬局新倉敷駅前店

そよかぜ訪問看護ステーション

所在地

倉敷市新倉敷駅前三―三〇

津山市中原三八五―一

更新年月日

令和四年一月一日

令和四年一月一日

◎岡山県告示第十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和四年一月十八日

岡山県知事
伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

株式会社服部薬局上河原店

津山市上河原二一―一二

令和三年十二月三十一日

令和4年1月18日 岡山県公報 第12362号

◎岡山県告示第二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、土地改良事業（計画の変更）を次のとおり認可した。

令和四年一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

西七区6号

工 種

かんがい排水

三

認可年月日

令和三年十二月二十三日

◎岡山県告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 白尾塩生線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
倉敷市児島塩生字白馬一一〇四番三地内	新	九・九 一・一	一一・八
倉敷市児島塩生字白馬一一〇四番三地内	旧	一〇・六 一・三	一二・八

令和4年1月18日 岡山県公報 第12362号

〔一三〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和四年一月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

西七区4番

（農地耕作条件改善（農業用排水施設）事業）

北七区支線48号

（ ）

北七区支線50号

（ ）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

令和四年一月十八日から同年二月八日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

令和4年1月18日 岡山県公報 第12362号

〔一四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字鋤先キ四二九一七、四三〇一五、四三二一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市茶屋町六七二一 ヴィレ・エトワールA二〇一号室

信木 良太

信木 綾奈

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十一月三十日岡山県指令建指第三一九号

令和4年1月18日 岡山県公報 第12362号

〔一五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

和気郡和気町大中山字馬場一九九一、一九九一四、一九九一五、一九九一七、一二〇一、字宮下一二〇二―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

備前市吉永町吉永中六二三

有限会社井上

代表取締役 井上 義章

三 許可年月日及び許可番号

令和三年七月十二日岡山県指令建指第一三三号

〔一六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和四年一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

和気郡和気町大中山字馬場一九九一、一九九一四、一九九一五、一九九

九一七、一二〇一、字宮下一二〇二―

二 公共施設の種類

水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

備前市吉永町吉永中六二三

有限会社井上

代表取締役 井上 義章

五 許可年月日及び許可番号

令和三年七月十二日岡山県指令建指第一三三号

令和4年1月18日 岡山県公報 第12362号

◎岡山海区漁業調整委員会公示第一号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百三十四回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和四年一月十八日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧雄

一 日時

令和四年一月二十六日（水）

午後二時から

二 場所 岡山市北区駅前町二丁目三番三十一号

サン・ビーチOKAYAMA

TEL（〇八六）二二五―〇六三一

三 議題

第一号議案 知事許可漁業の制限措置等の設定について

第二号議案 漁業許可の有効期間の短縮について

第三号議案 関係各連合海区漁業調整委員会について